

平成 29 年 6 月 23 日

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目 24 番 1 号  
トレックス・セミコンダクター株式会社  
代表取締役 社長執行役員 芝宮 孝司招集通知記載事項の一部訂正について

当社「第 22 回定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に訂正すべき事項がございましたので、  
ここにお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正のご連絡をさせていただきます。

## 記

## 1. 訂正箇所

18 ページ

会社役員の状況 ③ 取締役及び監査役の報酬等

## 2. 訂正内容

下線部が訂正箇所であります。

## 【訂正前】

## (3) 会社役員の状況

## ③ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 除 く ) ( うち 社 外 取 締 役 )	7名 (1)	141,000千円 (1,050)
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 ) ( うち 社 外 取 締 役 )	4 (4)	20,250 (20,250)
監 査 役 ( うち 社 外 監 査 役 )	3 (3)	5,187 (5,187)
合 計 ( うち 社 外 役 員 )	10 (4)	166,437 (26,487)

(注) 1. 監査役に対する報酬等の額は、監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役に対する報酬等の額は、移行後の期間に係るものであります。

2. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、平成 20 年 6 月 20 日開催の第 13 回定時株主総会において、年額 500 百万円以内（役員賞与を含め、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、監査役の報酬限度額は、平成 18 年 6 月 23 日開催の第 11 回定時株主総会において、年額 30 百万円以内と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役の報酬限度額は、平成 28 年 6 月 23 日開催の第 21 回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額 500 百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について年額 40 百万円以内と決議いただいております。

3. 上記の報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額（監査役 1 名に対し 237 千円）が含まれております。

4. 上記には、平成 28 年 12 月 31 日付けで退任した取締役 1 名が含まれております。

【訂正後】

(3) 会社役員の状況

③ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 除 く ) ( う ち 社 外 取 締 役 )	7名 (1)	160,200千円 (1,050)
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 ) ( う ち 社 外 取 締 役 )	4 (4)	20,250 (20,250)
監 査 役 ( う ち 社 外 監 査 役 )	3 (3)	5,187 (5,187)
合 計 ( う ち 社 外 役 員 )	10 (4)	185,637 (26,487)

- (注) 1. 監査役に対する報酬等の額は、監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役に対する報酬等の額は、移行後の期間に係るものであります。
2. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、平成 20 年 6 月 20 日開催の第 13 回定時株主総会において、年額 500 百万円以内（役員賞与を含め、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、監査役の報酬限度額は、平成 18 年 6 月 23 日開催の第 11 回定時株主総会において、年額 30 百万円以内と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役の報酬限度額は、平成 28 年 6 月 23 日開催の第 21 回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額 500 百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について年額 40 百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額（監査役 1 名に対し 237 千円）が含まれております。
4. 上記には、平成 28 年 12 月 31 日付けで退任した取締役 1 名が含まれております。

以上